

「第二種業内部管理統括責任者等に関する規則」に関する細則の一部改正について（案）

平成 27 年 4 月 9 日

（下線部分変更）

改正案	現 行
第 1 条 (現行どおり)	第 1 条 (省略)
<p>(第二種業内部管理統括責任者の資格要件の特例)</p> <p>第 2 条 規則第 3 条に規定する細則で定める者は、次のいずれかとする。</p> <p>1 内部管理部門の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者（<u>電子申込型以外の自己募集その他の取引等に係る内部管理を担当する登記された役員がない場合に限る。</u>）</p> <p>2 <u>電子申込型以外の自己募集その他の取引等に係る内部管理業務の責任者</u>であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者（<u>電子申込型以外の自己募集その他の取引等に係る内部管理を担当する登記された役員がない場合に限る。</u>）</p>	<p>(第二種業内部管理統括責任者の資格要件の特例)</p> <p>第 2 条 規則第 3 条に規定する細則で定める者は、次のいずれかとする。</p> <p>1 内部管理部門の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者（自己募集その他の取引等に係る内部管理を担当する登記された役員がない場合に限る。）</p> <p>2 自己募集その他の取引等に係る内部管理業務の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者（自己募集その他の取引等に係る内部管理を担当する登記された役員がない場合に限る。）</p>
第 3 条 (現行どおり)	第 3 条 (省略)
<p>付則（平成〇〇年〇〇月〇〇日）</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）附則第 1 条本文に規定する日から施行する。</p>	